



老計発第 0306001 号  
老振発第 0306001 号  
老老発第 0306002 号  
平成 21 年 3 月 6 日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局計画課長



振興課長



老人保健課長



「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

標記については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 46 号）」、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 47 号）」、「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 48 号）」、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 49 号）」、「指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 50 号）」、「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 51 号）」、「指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 52 号）」、「厚生労働大臣が定める特定診療費に係る指導管理棟及び単位数の一部を改正する件（平成 21 年厚生労働省告示第 53 号）」及び「厚

生労働大臣が定める一単位の単価の一部を改正する件(平成 21 年厚生労働省告示第 54 号)」が公布され、平成 21 年 4 月 1 日から適用されることとなった。

これらの改正に伴う通知の制定及び改正の内容については、下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

## 記

- 1 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）の一部改正  
別紙 1 のとおり改正する。
- 2 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号）の一部改正  
別紙 2 のとおり改正する。
- 3 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331005 号・老振発第 0331005 号・老老発第 0331018 号）の一部改正  
別紙 3 のとおり改正する。
- 4 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号）の一部改正  
別紙 4 のとおり改正する。
- 5 特定診療費の算定に関する留意事項について（平成 12 年 3 月 31 日老企第 58 号）の一部改正の一部改正  
別添 5 のとおり改正する。
- 6 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）の一部改正  
別紙 6 のとおり改正する。

- 7 指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第44号）の一部改正  
別紙7のとおり改正する。
  
- 8 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成12年3月17日老企第45号）の一部改正  
別紙8のとおり改正する。